

## 第9節 防災訓練計画

関係機関	各課・各関係機関共通
------	------------

市は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、各種災害に関する訓練を実施する。

実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、近隣市町村と連携を図り、広域応援体制の確立を目的とした合同訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施後に評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

### 第1 防災総合（地域）訓練

防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び住民の防災意識の高揚を図るため、市は、防災関係機関及び住民の協力及び参加を得て総合的な防災訓練を実施する。

#### 1 実施期間

訓練効果のある時期を選んで実施する。

#### 2 実施場所

訓練効果のある適当な場所において実施する。

#### 3 実施方法

府、警察、自衛隊、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民等と一体となって、あらかじめ作成された災害想定により予想される事態に即応した防災訓練を実施する。

### 第2 水防訓練

水害発生時の実動活動に備え、水防工法及び操法の習熟に重点をおいた水防訓練を毎年1回以上実施するものとする。

#### 1 訓練の想定

水防活動は通常暴風雨の最中、しかも夜間に行う場合が多いことを勘案し、それらの状況を想定した訓練を実施するものとする。

#### 2 訓練の種目

水防訓練の種目は、次のとおりとする。

- (1) 観測訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 水防信号吹鳴訓練
- (4) 動員訓練
- (5) 搬送訓練
- (6) 水防工法訓練
- (7) 救助訓練

### 第3 消防訓練

消防機関（消防署及び消防団）は、災害発生時に効果的かつ的確な消防活動が行えるよう、単独又は防災関係機関と共同で、消防訓練を実施するものとする。

## 1 訓練の想定

### (1) 配備上の想定

通常の火災に加え、強風時及び震災時（突発的同時多発型）の火災を想定する。

### (2) 対象別の想定

要救護者多数収容施設、不特定多数出入施設、中高層建築物、危険物施設、住宅密集地区、住宅森林混在地区、山林及び列車事故併発火災を想定する。

## 2 訓練の種目

消防訓練の種目は次のとおりとする。なお、訓練の詳細な計画は、そのつど消防本部が計画するものとする。

### (1) 出場配備訓練

### (2) 非常招集訓練

### (3) 消火訓練

### (4) 救助救急訓練

### (5) 消防資機材操作訓練

### (6) 図上訓練

### (7) 総合（合同）訓練

### (8) 初期消火、通報、避難訓練（自主防災組織・町会等参加）

## 第4 避難救助訓練

市は、訓練計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防災訓練と合わせ、又は単独で避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設等の訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、災害時要援護者（高齢者、障害者等）に重点を置いた救助・救出訓練を実施する。

## 第5 無線通信訓練

市は、有線途絶時の情報伝達手段を確保し、円滑な無線通信を行うため、無線設備の操作等に重点をおいた無線通信訓練を実施するものとする。

### (1) 訓練の想定

各種の災害により有線通信系が途絶した場合を想定する。

### (2) 訓練の種目

無線通信訓練の種目は、次のとおりとする。

#### ア 無線通信への切り替え訓練

#### イ 無線設備の操作訓練

#### ウ 災害情報伝達訓練

#### エ 無線設備の応急修理訓練

## 第6 非常参集訓練

休日、夜間等勤務時間外の災害発生を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡など非常参集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

### 1 伝達方法、内容の確認点検

### 2 発受時間及び集合所要時間の確認点検

3 集合人員の確認点検

4 その他必要事項の確認点検

## 第7 避難訓練

### 1 市

和泉警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には住民等の協力を得て実施するものとするが、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者の積極的な参加を呼び掛け、より現実に即した訓練を行うものとする。

### 2 防火管理者

学校、工場、事業所、旅館その他消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的実施する。

また、防火管理者を置かなくてもよい施設の管理者においても、前記に準じて実施する。

### 3 保育園、幼稚園及び学校等

園児、児童、生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種災害の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に際し臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

## 第8 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

市は、東南海・南海地震を想定した次のような防災訓練を実施する。

1 津波予報、津波情報及び地震情報の収集・伝達訓練

2 参集訓練及び本部運営訓練